

新型コロナウイルスに関する状況に関する非常事態宣言の発令、各地の状況を踏まえ、研究専門委員会（以下研専）が主催する研究会等の行事について、**引き続き会場に集まる行事に関して4月および5月中は原則として中止**とします。

東京等の急激な患者の増加に鑑み、非常事態宣言が発令されました。その期間は5月まで継続します。また、宣言対象外の地域においても、徐々に患者が増えている傾向にあることは否めません。3月19日の政府専門家会議報告 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>) では、感染が広がっている地域はもとより、感染が収まりつつある地域に関しても、感染拡大の3条件（換気の悪い空間、人の密集、近距離での会話）を徹底的に回避する対策を行うべきとの提言がありました。人が集まり、会話をする場であることが研究会の本質であり、会場によっては換気の悪い空間となる場合があります。これより、学会として研究者の健康を守る観点から万が一でも研究会がきっかけとなるべきではないという考え方から、引き続きこのような対応とすることに致します。

ただし、オンライン開催等の会場に集まらない形での開催を検討している研究会もございますので、研究会のホームページ等でご確認ください。 <https://www.ieice.org/ken/program/index.php>

#### ◎キャンセル料等について

- ・ 第1種研究会における登壇者（技報原稿提出済）については、講演参加費（および同等な費用）の登壇者への返金を行いません。ただし、記録としては登壇したものと扱います。
- ・ 第1種研究会における登壇者以外の年間登録者以外の一般参加者についても返金を行いません。ただし、次回の研究会にて無料で参加できる等の対応をいたします。（下記参照）
- ・ 第2種研究会に関しては、各研専より別途連絡がございます。

以上が、現時点での対応ですが、状況が変更になった場合は、再度周知させていただきます。

参考：内閣府通達 [https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

#### ◎2020年3月以降の研究会に聴講参加を申し込まれていた方へ

- ・ 2020年度内であれば、参加者ご本人の希望する月の当該研究会に1回のみ参加できます。
- ・ 聴講参加される方は研究会の会場受付で、3月以降の参加予定者であったことを申し出てください。
- ・ 研究会受付では参加者リストの記入簿に氏名・所属・参加予定月の記載をしてください。その場でPDFダウンロード権の用紙を無料でお渡しします。